



今月の納税

町県民税普通徴収……………1期

納期限 6月30日①

コンビニエンスストア、PayPay、auPAY、
d払いでも納付できます。また、
便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

全国の自治体を対象に進められて
いる自治体情報システムの標準化に伴い、6月27日①をもって次の無料の証明書の交付が終了します。

- 不動産の所有権移転登記などの申請に利用する「固定資産税評価額通知書(登記用)」
- 確定申告の際に利用する「税額計算書」

評価額や税額の確認は、毎年4月中旬頃に発送される固定資産

固定資産税に関する証明書の一部交付終了について

ご理解とご協力をお願いいたします



無料税務相談(要事前予約)

●期日 7月8日①

●時間 13:30~16:00

●場所 役場2階 第1会議室



●問い合わせ先

税務会計課 税務室 ☎26-2237(直通)

※相談時間については30分を目安に受け付けさせていただきますが、相談内容により時間が前後する場合があります。

産税納税通知書に添付されている資産明細をご利用いただくか、有料の証明書を取得していただきますようお願い申し上げます。ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先
税務会計課 税務室
☎26-2238(直通)

乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



△令和7年7月1日申請分より補助金額が上限8,000円から5,000円に変更になります。

自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象

乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート(中古品を除く)を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から

1年以内であること

※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額

チャイルドシート購入価格の2分の1(千円未満切り捨て)で、上限8,000円(令和7年6月30日①申請分まで)

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し



▲申請はこちら
から

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26-2243(直通)

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金

地域経済の活性化を図るため販路開拓などに取り組む小規模事業者に補助金を交付します。

▶**対象事業者** 創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▶**対象事業** 販路の新規開拓に取り組む事業で次に掲げるもの

広報事業

補助対象経費例

- ①ウェブサイトの作成・改修
- ②チラシ・DM・カタログ・会社案内パンフレットの作成・改修・発送
- ③包装資材の作成・改修
- ④新聞・雑誌・インターネットへの広告の作成・掲載
- ⑤ECモールへの出店(登録料等初期費用に限る)
- ⑥看板の作成・改修・設置
- ⑦インバウンドに対応する広告の作成・掲載
- ⑧試供品・販促品の製造 など

展示会などの出展事業

補助対象経費例

- ①会場の小間借上、装飾
- ②展示物の輸送
- ③展示会などに要する保険料
- ④インバウンド対応に要する経費 など

機械装置導入事業

補助対象経費例

自動販売機、冷凍冷蔵庫、トイレ、特殊印刷プリンター、3Dプリンターなどの購入・設置

※汎用性があるなど目的外使用になり得る経費、所有権のないもの、既存の機械装置の更新・修理を除きます。

▶**補助額** 対象事業に係る経費(10万円以上)の2分の1 ※上限30万円

▶**申請期限** 9月30日Ⓔ

▶**申請方法** 申請書に必要書類を添付し窓口に提出してください。

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

※交付決定後における補助事業の実施が必須となるほか、申請にはその他条件があります。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

申し込み・問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)

「しんきちマルシェ」の出店者を募集します

北群馬郡の観光のPRを目的に、地域の特産品や飲食物、体験ワークショップなどが集まるマルシェイベントを、榛東村と吉岡町が共同開催します。

▶**期日** 9月20日Ⓕ

▶**場所** ジョイホンパーク吉岡

▶**内容** 地域事業者による物販やワークショップ、キッチンカー出店など

本イベントに出店者としてご参加いただける事業者などを募集します。

▶**応募方法** ウェブフォームからお申し込み、または所定の申込用紙をそれぞれの町村に提出してください。

※詳細は町ホームページをご確認ください。

問い合わせ先 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280(直通)



▲町ホームページはこちら

安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い



メーター器周辺を綺麗に

水道検針業務にご協力ください



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。

強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、通学路では、**管理の徹底をお願いします。**
土地を所有している人へ

所有する土地などが次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要です。

●道路や歩道に枝が張りだしている。

●枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている。

●竹木の繁茂が通行の邪魔をしている。

倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。また、私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。

▼伐採時の注意事項

①歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、転落事故などが起こらないように十分注意してください。

②電線や電話線がある場所で作業する場合は、管理者の指導のもと行ってください。事前に電力会社や電話会社に連絡してください。

▼電力会社などの連絡先

○東京電力パワーグリッド株式会社

☎0120・995・0007

☎03・6375・9803

(日・祝・年末年始を除く、午前9時～午後5時)

○NTT(24時間年中無休)

☎113(局番なし)

☎0120・444・113

▼土地・道路について

建設課 用地管理室

☎26・2279(直通)

水路に草やごみなどを流さないでください

近年、草刈り後の草やごみで水路が詰まり、民家や田畑、道路に被害が出る事故が発生しています。また、水路に草やごみが詰まって水が流れなくなり、水路を利用できなくなるケースも多く見られています。

今後もこのような事故が発生すると、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑がかかります。田畑周辺の草刈りを実施する際には、水路に草やごみなどが流れないように、注意してください。

問い合わせ先
建設課 用地管理室
☎26-2279(直通)

毎月14日から1週間程度(日・祝を含む)が水道メーターの検針期間です。次のような検針しやすい状態の維持にご協力ください。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。

●周辺の草木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

●メーターボックスの上に自動車や物を置かない。

●出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

いつでも見やすい状態を保つようご協力をお願いします。

▼問合わせ先

上下水道課 上水道室
☎54・1118(直通)